

プラスチック使用製品設計認定基準（案）に関する意見公募手続の結果について

令和 7 年 7 月 3 日
経 済 産 業 省
イノベーション・環境局
G X グ ル ー プ
資 源 循 環 経 済 課

「プラスチック使用製品設計認定基準（案）」について、令和 7 年 3 月 1 8 日から同年 4 月 1 6 日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

今般、お寄せいただいた御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 意見公募手続の実施方法

- (1) 公募期間：令和 7 年 3 月 1 8 日（火）～令和 7 年 4 月 1 6 日（水）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、窓口での配布
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、郵送又は電子メール

2. 意見公募の対象

プラスチック使用製品設計認定基準（案）

3. 意見募集結果

意見提出件数：28 件

4. 提出された御意見及びそれに対する考え方

提出された御意見及びそれに対する考え方は別紙のとおりです。

なお、行政手続法第 4 3 条第 2 項に基づき、提出された御意見は整理又は要約しております。

5. 本件に関するお問い合わせ先

イノベーション・環境局 G X グループ資源循環経済課
電話番号：03-3501-4978

1. 総論

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | (設計認定基準の見直しについて) ・基準の見直しは毎年実施されるのか。 | ・資源循環に関する技術の進展や各製品分野における取組状況等を考慮し、今後の設計認定基準の見直しを検討してまいります。 |

2. 各論

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|
| 2 | (複合素材について) ・リサイクル可能かつ再生可能資源を活用したバイオコンポジットを排除してしまうと、環境負荷低減のための材料選択の多様性を狭めてしまう。バイオコンポジットのポテンシャルを十分に活用できるよう本基準案の改訂を希望する。 ・バイオマス複合プラスチックは、環境配慮設計としてたいへん有用であるため、除外すべきではない。 ・植物系廃棄物をコンポジット材として活用することは単純焼却よりも二酸化炭素排出抑制につながり、廃棄物の利活用促進等になりうる。他の素材と混合していてもリサイクル性を確保、または、回収するスキームにて再度再資源化を行うことが容易な製品のものは、枠外認定する等の措置をすべき。 ・バイオマスコンポジットは、廃棄物の利活用促進、化石資源の過剰使用の抑制、熱回収による環境負荷を低減できる素材である。バイオマスコンポジットを排除することは今後のイノベーションの芽を摘むことにもなる。 ・文具において、既に欧州やアジアで一般的に普及している木質や紙、セルロース入りのバイオコンポジットコンパウンドを設計認定基準に盛り込まない理由は何か。 ・「単一素材化」の推進を重要とする 「プラスチック使用製品設計認定基準 | ・プラスチック以外の材料も入っている複合素材は、使用後にプラスチック廃棄物としてリサイクル工程に混入した場合、現状ではプラスチック以外の材料との分離が難しく、リサイクルを困難にする可能性があるため、今回の設計認定基準においては対象外としております。 ・いただいた御意見も踏まえ、資源循環に関する技術の進展やリサイクル工程の実態、各製品分野における取組状況等に即して、随時、設計認定基準を見直してまいります。 |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>(案)」は、リサイクル効率の向上という観点において一定の意義があると認識しているが、その方針が一律に適用される場合、セルロース由来ファイバー複合化技術のような、環境負荷の低減や製品性能の向上に寄与する革新的技術の発展を阻害する懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材等のコンポジット材が排除されているが、二酸化炭素排出の観点を考慮すると、これらは焼却や熱回収よりも二酸化炭素を削減出来る可能性がある。 ・家庭用洗剤容器について、「プラスチック、紙又は木材等を混ぜた混合物を材料として使用していない」との記載があるが、例えばバイオマスコンポジットのようなプラスチックと木材、プラスチックと紙が認められないということになるのではないか。本記載は、本来リサイクルが難しい異素材による複合材料であっても、相溶化材等を活用することによってリサイクルが可能となるような事例が除外される懸念があることから、記載を見直すことを要望する。 ・分離が難しい混合物を一律に排除する設計要件により環境負荷低減効果を有する製品が設計認定の対象外とならないよう見直していただきたい。 | |
| 3 | <p>(家庭用化粧品容器と家庭用洗剤容器におけるポリエチレンテレフタレート製の容器について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用化粧品容器と家庭用洗剤容器におけるポリエチレンテレフタレート製の容器は、回収されず単純焼却されているため、基準から除外すべき。 ・家庭用洗剤容器の原料として、ポリエチレン・ポリプロピレン・ポリエチレンテレフタレート等があり、これらも再使用可能なレベルに洗浄し分別することは難しく、家庭用洗剤容器 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用化粧品容器と家庭用洗剤容器に使用されているポリエチレンテレフタレート製の容器は、プラスチック製容器包装として、容器包装リサイクル法にのっとり原則回収され、リサイクル工程に進んでいます。ポリエチレンテレフタート製の容器は、現在の技術により既存のリサイクル工程において適切な処理が可能であり、また、再商品化事業者による処理体制の整備も進んでいることから、家庭用化粧品容器と家庭用洗剤容器において、一般的に広く消費者に使用されているポリエチレンテレフタレート製の容器について |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>のポリエチレンテレフタレート製の容器は焼却処理されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPF等、熱回収に回される多くのプラスチック（容リルートでの回収後にマテリアルリサイクルする仕組みが無いプラスチック）のうち、ポリエチレンテレフタレートのみが環境に配慮した設計指針として使用を推奨されるというのは、公正な判断がなされていると言えるのか。 ・洗浄剤用ポリエチレンテレフタレート製の容器においては、リサイクルのスキームが存在せず、現状100%焼却されている。これが環境配慮設計として認定されてよいのか。 | <p>環境配慮設計の基準を設けることとしております。</p> |
| 4 | <p>（マスバランス方式について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準にバイオマスプラスチックの使用が項目として盛り込まれているが、マスバランス方式を採用するのか。 ・マスバランス方式によるケミカルリサイクル割当材やバイオマス割当材など環境価値を割当てた材料もその適用対象とすることで、先端的な製品設計への選択肢を増やし、採用を促す効果は高いと思料。 ・再生材およびバイオマスプラスチックの普及促進には、マスバランス方式の活用は不可欠であることから、マスバランス方式により供給された製品についても、再生材・バイオマス材として認定されることを、明記することが望ましいのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・マスバランス方式の採用については、各製品分野における取組状況等を踏まえて検討し、申請者向けの手引きにて詳細を記載することを予定しております。 |
| 5 | <p>（基準の統一について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用化粧品容器と家庭用洗浄剤容器では、製造事業者が重複する場合もあり、基準を統一すべきである。 ・家庭用化粧品容器では、キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品の記載があるが、家庭用洗浄剤容器では同様の記載が見られない。容器本体としては同じ機能を持つものも | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用化粧品容器と家庭用洗浄剤容器では、内容物と使用用途が異なることから、それぞれの各製品分野に適合した基準を設定しております。 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>多く、異なる理由を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計認定基準が「家庭用化粧品容器」と「家庭用洗剤容器」で基準が異なるのは混乱を招くと考えられるため、リサイクル要件だけでも基準を合わせるべきである。 | |
| 6 | <p>(用語の定義について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「単一の種類のプラスチック」の定義を明示すべきである。 ・プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料の定義を明示すべきである。 ・製品分野共通のプラスチックの定義について、家庭用化粧品容器に係る設計認定基準の中に充填材を使用していないことの要件があることから、エコマーク認定基準の定義（単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。）と同じなのか。また、告示の中に定義を明記いただきたい。 ・4製品分野について、本申請を行う際は、「製造工程・管理証明書」や、再生材の調達元が発行した「原料供給証明書」等の再生プラスチックを使用していることを証明する書類の提出は求められるのか。 ・家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器の原料として、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン、ポリプロピレンのみに限定すると、容器の設計・製造、内容物などに関する技術の進歩を阻害することが懸念される。ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン、ポリプロピレンのいずれかを主材料とし、その比率を所定値以上とする（例えば90%以上）ことが望ましい。 ・家庭用化粧品容器について、厚生省告示第370号への適合性については、積層材料の場合には接着層も含め全ての層が対象となるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各用語の定義や申請方法の詳細につきましては、申請者の皆様が円滑に申請できるよう、申請者向けの手引きにて詳細を記載することを予定しております。 |

・家庭用洗剤容器について、「プラスチック、紙又は木材等を混ぜた混合物を材料として使用していないこと。」とあるが、近年は無機物等の粉体を使用するケースもあり、「無機物等」の追記が必要。

・家庭用化粧品容器について、環境性能の高い素材であっても、日本産業規格 K6900 に適合するという理由のみで一律に排除されることのないよう、当該基準において環境負荷低減効果を目的とした添加剤（日本産業規格 K6900 に適合する充填材含む）の利用は可としていただきたい。

・家庭用化粧品容器について、複層フィルム由来のプレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料を原料に用いる場合、リサイクルされた製品の中に複数種のプラスチックが含有されるケースがありうる。このような製品でもすでにリサイクルが行われている現状を鑑み、フィルムの各層に使用されるプラスチックを単一のプラスチックと規定するよりも、フィルムの各層に使用してもよい材料をポジティブリスト化して明示したほうが好ましいのではないか。

・家庭用化粧品容器について、「各層に単一の種類のプラスチックを使用すること」は「再資源化が可能であること」と同義ではないと考えられるため、「再資源化が可能であること」と記載するのであれば、「再資源化が可能と認められるための要件」について記載が必要ではないか。

・家庭用化粧品容器において、フィルム各層の単一素材使用を義務づける設計要件について、リサイクル性や高い環境性能を有する多層構成のフィルムが設計認定の対象となるよう、見直していただきたい。

- ・家庭用洗淨剤容器について、「原単位」の定義を明示すべきである。
- ・家庭用洗淨剤容器において、使用が認められるプラスチックは、ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン、ポリエチレン又はポリスチレンに限定され、プラスチック資源循環促進法の目的に沿った、上記以外のバイオプラスチックなどの使用を阻害する要因になるため、告示案における表現を変えるべき。
- ・家庭用洗淨剤容器について、「ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン又はポリプロピレンのいずれかを使用し、それ以外の原料を使用していないこと。」との記載があるが、ディスプレイには上記以外にもメタクリル樹脂も使用されていることから、樹脂原料の限定は解除する、もしくは使用実績が多数あるメタクリル樹脂の追加を要望する。
- ・家庭用洗淨剤容器について、「異なる種類のプラスチックフィルムを積層した容器」の記載があるが、プラスチックの種類が異なるのか、プラスチック以外の素材を意味しているのか不明確。
- ・家庭用洗淨剤容器について、充填材の使用も禁止されていないのか。
- ・家庭用洗淨剤容器におけるフィルム容器について、異種素材の混在は再資源化における障害となる。特にフィルム以外の構成部材については、フィルムと同一樹脂にできないことは理解するが、よりリサイクル性を高める形が好ましく、樹脂種を限定すべきと考えられる。
- ・単一の種類のプラスチックを利用していたとしても、フィラー等の無機添加材が多く含まれる素材は、再生材としての品質確保が困難となり、リサイクルにおいて障害となることから、フ

| | | |
|--|---------------------------------|--|
| | イラー等の添加剤の使用をできるだけ抑制するような設計にすべき。 | |
|--|---------------------------------|--|

3. その他

| | | |
|---|---|---|
| 7 | <p>(容器に使用できる原料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分解性を有する素材がリサイクル工程に混入した場合、リサイクル再生材料の品質や物性に悪影響を及ぼす可能性を排除できないため、バイオマスプラスチックは、分解性（生分解、酸素分解、海洋分解など）の性質を有しないこととすべきである。 ・アルミ箔の使用を認めるべきである。 ・家庭用化粧品容器と家庭用洗剤容器について、アルミはくを禁止するのであれば、アルミ蒸着も禁止すべき。または、アルミ含有率（容器全体におけるアルミの重量割合）で規定すべき。 ・家庭用洗剤容器において、バリア層に利用される蒸着した金属はくは、著しくリサイクル性を悪化させることが知られているため、「5%以下」では再生利用促進へは不十分と考えられる。リサイクル性を向上させるためにはさらに構成比率を下げる必要があることから、バリア層の構成比率 1%以下とし、特に金属はくについてはリサイクル性向上に寄与する比率を現在の利用状況を踏まえて設定することを要望する。 ・家庭用化粧品容器にはバリア材料（EVOH）が使用されているケースが多数あり、すでにプレコンシューマ材料としてのリサイクルが行われている。また海外のリサイクルガイドライン（RecyClass など）においては一定量であればリサイクル性への影響がないことが科学的に証明されている。以上のことから、使用できる材料にEVOHを追加することを要望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性プラスチックに関しては、各製品分野における取組状況等を踏まえ検討し、申請者向けの手引きにて詳細を記載予定です。 ・アルミ箔、アルミ蒸着、エチレン及びビニルアルコールの共重合体、ポリビニルアルコール等の使用につきましては、リサイクルへの影響と使用用途への影響を総合的に考慮し、製品分野ごとに適切な使用条件を設定しております。 ・各製品分野における技術の進展等を考慮し、今後、基準の見直しについて検討してまいります。 |
|---|---|---|

| | | |
|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・エチレン及びビニルアルコールの共重合体の重量の割合について、エチレン及びビニルアルコールの共重合体の重量の割合が十五パーセント以下のポリエチレン系フィルムにおいて第三者認証機関からのリサイクル認証を取得している事例がある。同基準案について五パーセント以下ではなく十五パーセント以下に変更することを要望する。 ・ポリビニルアルコールから成る層の重量の割合について、ポリビニルアルコールの重量の割合が五パーセント以下のポリエチレン系フィルムにおいて、第三者認証機関からのリサイクル認証を取得している事例がある。同基準案についてポリビニルアルコールから成る層の重量の割合が五パーセント以下に変更することを要望する。 ・家庭用化粧品容器におけるアルミ蒸着などは、ガスバリア性や安全衛生面の観点から使用されている場合が多く、代替技術が確立されていない中での排除は早計のように考えられる。 ・使用できるプラスチックを実態に即して限定すれば、使用できない原料の要件設定は不要ではないか。 | |
| 8 | <p>(インセンティブ付与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定された製品や企業に対して何らかのインセンティブを与えるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定プラスチック使用製品については、国によるグリーン購入法上の配慮、認定製品に関する情報公表による需要促進を図ってまいります。また、認定製品製造事業者等が行う認定製品の製造（その全部又は一部が産業廃棄物の処理に該当するものに限る）の用に供する施設の整備等は、産業廃棄物処理事業振興財団の優遇措置の対象となります。 |
| 9 | <p>(申請者について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者は当該製品のブランドホルダーを想定しているようだが、容器包装など汎用的に利用されている製品等は製造事業者からも申請できるようにすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本制度の申請対象者は、プラスチック資源循環促進法により、プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る）及びプラスチック使用製品の設計を業として行う者と定められております。ご指摘の通り、ブランドホルダーのみならず、プラ |

| | | |
|-----|--|--|
| | | <p>スチック使用製品の製造を業として行う事業者（その設計を行う者に限る）からも申請いただくことが可能です。</p> |
| 1 0 | <p>（再生材・バイオマスプラスチックの使用率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環戦略を考慮すると、「文具」、「家庭用化粧品容器」、「家庭用洗剤容器」の3基準について、再生材の設定が低い。 ・文具において、バイオマスプラスチックの使用基準（10%）は、他の再生材基準と比較して相対的に低く整合性に欠け、結果的に再生材利用抑制につながる懸念があることから、バイオマスプラスチックについても、使用基準を他素材と同様に25%へと引き上げることを要望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の設計認定基準は、「再生プラスチックの使用」や「減量化」等の個別の取組だけではなく、横断的な取組を総合的に勘案して設定しております。いただいたご意見は、各製品分野における技術の進展等を考慮し、今後、基準見直しの検討を行う際には、参考とさせていただきます。 |
| 1 1 | <p>（申請する際の計算手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用洗剤容器において、認定を受ける場合には、シュリンクラベルも同基準に従う必要があり、また、プラスチック重量や割合の計算に含まれるのか。また、スプレートリガーについても同基準に従う必要があり、重量や割合の計算に含める必要があるのか。 ・家庭用洗剤容器において、2024年10月28日に実施されたWGでの案では、ベース（分母）が製品全体のプラスチック使用量となっていたが、容器1個当たりの重量に変更されているが、何故か。 ・バイオマス度やリサイクル材含有率の算出方法を統一するべき。 ・バイオマスとリサイクル材の含有率は合算可能なのか、個別なのか明記するべき。 ・家庭用洗剤容器の告示案における第1項第一号へには、「へ 原単位（容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を容器一個当たりの内容量で除して得た値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる容器 | <ul style="list-style-type: none"> ・減量化や素材使用率等の計算手法につきましては、申請者の皆様が円滑に申請できるよう、申請者向けの手引きにて詳細を記載予定です。 |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>に充填する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。」とあり、家庭用化粧品容器に係る設計認定基準と同じく、g/ml と推察されるが、単位が明記されておらず、不明確であるため明記をお願いしたい。</p> | |
| 1 2 | <p>(清涼飲料用ペットボトル容器のラベルについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ラベルは附属品に含まれるのか。また、米国 APR、欧州 Recycclass の設計基準のように、ラベル個別の要件を設定する必要はないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 今回は清涼飲料用ペットボトル容器と「容器」に関する基準のため、ラベル個別の細かな要件は設定しておりません。いただいた御意見は、今後、基準見直しの検討を行う際には、参考とさせていただきます。 |
| 1 3 | <p>(リサイクルしやすい容器について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分離可能な設計はリサイクル工程での処理効率を向上させることから、異素材を使用する製品設計においては、パーツ間の物理的分離が可能な構造とすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、プラスチック資源循環促進法の設計指針において、「単一素材化」や「分解・分別の容易化」等の項目を取り組むべき事項及び配慮すべき事項としております。本認定基準案では、各製品分野の使用用途を踏まえた適切な基準を設定しております。 |
| 1 4 | <p>(印刷について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭用化粧品容器におけるキャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品や他の設計認定基準についても、可能な限り印刷を施さないよう規定すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 今回の設計認定基準は、「単一素材化」や「減量化」等の個別の取組だけではなく、横断的な取組を総合的に勘案して設定しております。いただいたご意見は、各製品分野における技術の進展等を考慮し、今後、基準見直しの検討を行う際には、参考とさせていただきます。 |
| 1 5 | <p>(認定の対象となる製品)</p> <ul style="list-style-type: none"> クリアホルダーにおける認定の対象となる製品について、無色透明でなくてもよいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、無色透明でなくても構いません。その他の細かな要件については、申請者の皆様が円滑に申請できるよう、申請者向けの手引きにて詳細を記載予定です。 |
| 1 6 | <p>(表示について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文具と同様、清涼飲料用ペットボトル容器、家庭用化粧品容器、家庭用洗浄剤容器においても使用するプラスチックの種類を見やすい位置に表示するよう義務化すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> プラスチックの種類を表示については、リサイクル性確保の観点から重要な要素と認識しております。いただいたご意見は、今後、基準見直しの検討を行う際には、参考とさせていただきます。 |
| 1 7 | <p>(文具の包装)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同項の記載は包装材へのプラスチック使用抑制を推奨しているように受け取れるが、再生材やバイオマス材を使 | <ul style="list-style-type: none"> 今回の設計認定基準は、「包装の簡素化」や「再生プラスチックの使用」等の個別の取組だけではなく、横断的な取組を総合的に勘案して設定しております。いただいたご意見 |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>用した包装設計が既に市場展開されており、これらの使用抑制につながる懸念がある。バイオプラスチック導入ロードマップには、「持続可能なバイオプラスチックの導入方針と導入の推奨」が明示されており、本基準案においても再生プラスチックおよびバイオマスプラスチックを使用した包装材については使用を認める運用とすることを改めて記載することを要望する。</p> | <p>は、各製品分野における技術の進展等を考慮し、今後、基準見直しの検討を行う際には、参考とさせていただきます。</p> |
| 18 | <p>（「総合的な評価及び情報等の公表」について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に設計認定の申請を行う際には、どの程度の情報の公表が求められるのか。環境負荷等の影響を評価する指標はどのようなものか。また、評価方法や情報公開の詳細は、今後、手引き等で明らかにされるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「総合的な評価及び情報等の公表」については、申請者の皆様が円滑に申請できるよう、申請者向けの手引きにて詳細を記載予定です。 |
| 19 | <p>（JOB単位について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年10月28日に実施された設計認定基準WGでの案では、原単位の算定方法として、JOB単位の基準が設けられていたが、告示案では削除されている。特に洗剤等では濃縮タイプも開発・販売されており、その流れを妨げないように、JOBベースでの基準を設けるべきと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・JOB単位での申請につきましては、申請者の皆様が円滑に申請できるよう、申請者向けの手引きにて詳細を記載予定です。 |
| 20 | <p>（対象品目の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用化粧品容器について、今回、先行してシャンプー、ヘアリンス、ボディソープ又は手洗い用石けんを対象品目として指針を公表されているが、多品目への拡大に見通しはあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各製品分野における技術の進展等を考慮しながら、製品分野の追加や製品分野内の品目拡大について検討してまいります。 |
| 21 | <p>（今後の運用について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準が見直された場合、既に認定を取得された製品は認定されたままなのか。認定の有効期限はあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点を踏まえ関係各所と連携しながら適切な対応を検討してまいります。 |
| 22 | <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清涼飲料用ペットボトル容器について、ラベルをなくして容器に直接印刷 | <ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見は、今後の政策検討の中で参考にさせていただきます。 |

したり、容器とラベルに着色し、かつ同じ材質にしたものをリサイクルに出したりすることは不適切なのか。

- ・循環型社会の実現のためには、容器を統一にしたり、リユース容器を普及したりすることが必要である。
- ・本ガイドラインでは製品製造時の容器仕様を規定しているが、実際には店頭でアテンションシールや首掛けサンプル、盗難防止用タグなどを貼付されるケースがある。出荷時点では認定基準に沿ったものであっても、販売に至る過程の中で貼付物などの操作をされて生活者の手にわたるケースもあると考える。こうした操作について注意喚起の一文を付与すべきである。
- ・認定基準に適合するために採用するPIRおよびPCR材について、使用する材料としての衛生性等の基準が同時に整備されていないと、製造事業者の品質保証責任が果たせない。